

## 「緊急事態応急対策等拠点施設の指定」に係る 意見聴取への回答について

令和2年3月4日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策の拠点及び原子力災害事後対策の拠点となる施設（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するものとされている（原災法12条第1項）。また、内閣総理大臣は、緊急事態応急対策等拠点施設を指定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならないとされている（原災法第12条第2項）。

内閣府は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）」を踏まえ、東北電力株式会社女川原子力発電所の緊急事態応急対策等拠点施設の指定を検討しており、原災法に基づき、内閣総理大臣から令和2年2月17日付けで、別紙1のとおり意見照会があった。

### 2. 指定の内容

内閣総理大臣から意見照会があった緊急事態応急対策等拠点施設の指定の内容については、別紙2のとおり。

### 3. 原子力規制委員会からの回答（案）

意見照会があった緊急事態応急対策等拠点施設の指定については、内閣府令で定める緊急事態応急対策等拠点施設の要件を全て充足していることが確認されており、原子力災害対策指針に示したオフサイトセンター<sup>1</sup>の整備に係る考え方に適合すると認められることから、内閣総理大臣からの意見照会に対し、別紙3のとおり回答することとしたい。

### 4. その他

上記の緊急事態応急対策等拠点施設に係る代替施設の指定についても、内閣府の定める規程に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）から原子力規制庁長官に対して同日付けで意見照会があったところであり、異存のない旨回答することとしている。

<sup>1</sup> 原子力災害対策指針においては、原災法における「緊急事態応急対策等拠点施設」を「オフサイトセンター」と呼んでいる。

**【参考】 参照条文**

○原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の指定等）

- 第 12 条** 内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、第 26 条第 2 項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点及び第 27 条第 2 項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他内閣府令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するものとする。
- 2** 内閣総理大臣は、緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

**3～6**（略）

## ○原子力災害対策指針(緊急事態応急対策等拠点施設関連部分)

### 第2 原子力災害事前対策

#### (9) オフサイトセンター等の整備

オフサイトセンターは、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。オフサイトセンターは、PAZ及びUPZの目安を踏まえた範囲に立地すること、必要な放射線防護対策が講じられていること、地方公共団体等と緊密に連携できること、深刻な事態が生じた場合にも、迅速な立ち上げのための体制の整備、機能が維持できるよう代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること等が必要である。また、オフサイトセンターにおいては、平時から、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンス等を行うとともに、原子力防災専門官を含む防災関係者の定期的な連絡会や防災訓練により緊密な連絡調整を図っておく必要がある。オフサイトセンターの設置に当たって、国が指定する際には、地方公共団体等の意見を聴いて地域の実情を踏まえた対応を行うことが必要である。

オフサイトセンターに加えて、原子力事業者は、施設の特性に応じ、原子力施設周辺において事故対応に必要な資機材、人員等の中継が可能となる現場活動拠点を適切な場所にあらかじめ設定し、必要に応じて臨時に設置できるようにしなければならない。

○原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する  
内閣府令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 3 号）（抄）

（緊急事態応急対策等拠点施設の要件）

第2条 法第 12 条第1項の内閣府令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

<p>原子炉設置者（発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置する者に限る。）</p>	<p>(1) 当該原子力事業所との距離が、五キロメートル以上三十キロメートル未満であつて、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。</p> <p>(3) テレビ会議システム、電話（人工衛星を利用したものを含む。）、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。</p> <p>(4) 法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。</p> <p>(5) 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。</p> <p>(6) 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。</p> <p>(7) 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。</p> <p>(8) 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射性物質を除去するための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。</p> <p>(9) 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。</p> <p>(10) 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。</p>
--	---

- (11) 休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。
- (12) 当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。
- (13) 法第十二条第四項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。
- (14) 当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設((2)から(13)までの要件及び(15)の要件を満たすものに限る。)が当該原子力事業所との距離が、三十キロメートル以上であって、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。
- (15) 自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。

府政原防 105 号  
令和 2 年 2 月 17 日

原子力規制委員会 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三  
(公印省略)

緊急事態応急対策等拠点施設の指定に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 12 条第 1 項に基づき、下記のとおり緊急事態応急対策等拠点施設を指定してよろしいか、同法第 12 条第 2 項の規定により、あらかじめ、貴委員会の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 東北電力株式会社女川原子力発電所
2. 緊急事態応急対策等拠点施設名 宮城県女川オフサイトセンター
3. 当該緊急事態応急対策等拠点施設の住所 宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 60 番  
46

原子力災害対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき、  
緊急事態応急対策等拠点施設を指定する件について

令和2年3月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

1. 趣旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「法」という。）第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を指定することとされている。

今般、東北電力株式会社女川原子力発電所に係るオフサイトセンターについて、東日本大震災後に建設を進めていた施設が完成したことから、法第12条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会及び関係地方公共団体等に対する意見聴取を行った上で、新たにオフサイトセンターとして指定することとする。

なお、当該オフサイトセンターが使用できない場合の代替施設について、並行して原子力規制庁長官及び関係地方公共団体等に意見を聴き、新たな代替オフサイトセンターに指定することとする。

2. スケジュール（予定）

令和2年2月17日～ 原子力規制委員会、関係地方公共団体、電力事業者等に対する意見聴取  
4月1日 新オフサイトセンターの指定

## 今回新たに指定する緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の概要

### ○宮城県女川オフサイトセンター

（宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 60 番 46）

- ・東北電力株式会社女川原子力発電所の北西約 7 km（海拔約 39m）
- ・免震構造の 3 階建て鉄筋コンクリート構造
- ・大型ヘリ離発着可能（昼夜間）
- ・TV 会議システム、電話・FAX、統合原子力防災ネットワーク、ERSS 端末等の通信・情報収集設備整備済み
- ・原子力災害合同対策協議会等用のスペース、報道用スペース、休息スペース等の各種スペース整備済み（延べ床面積：約 3,794 m<sup>2</sup>）。
- ・陽圧化等の放射線防護対策設備整備済み
- ・非常用電源及び電源車用配電盤整備済み
- ・その他内閣府令に定める要件に全て適合（詳細は別紙の通り）



（施設外観）

#### 【代替候補施設】

- ① 宮城県保健環境センター及び宮城県環境放射線監視センター（※両施設は隣接）  
宮城県仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7 番 2 号及び同番 1 - 2 号
- ② 宮城県大崎合同庁舎  
宮城県大崎市古川旭 4 丁目 1 番 1

※ 同発電所に係るオフサイトセンターについては、東日本大震災において全壊し再建の途上にある状況に鑑み、これまで、暫定的に、緊急時に「女川暫定オフサイトセンター」（旧宮城県消防学校）を拠点とすることとしてきたところ。今般、宮城県女川オフサイトセンターについて、施設が完成し、指定に先立ち実質的に供用が可能であるとともに、当該施設は女川暫定オフサイトセンターに比べ緊急事態応急対策拠点施設としての機能をより適切に発揮することが可能であると考えられることを踏まえ、令和 2 年 3 月 2 日から、指定までの間、暫定的に同施設を拠点とするよう運用を変更している。

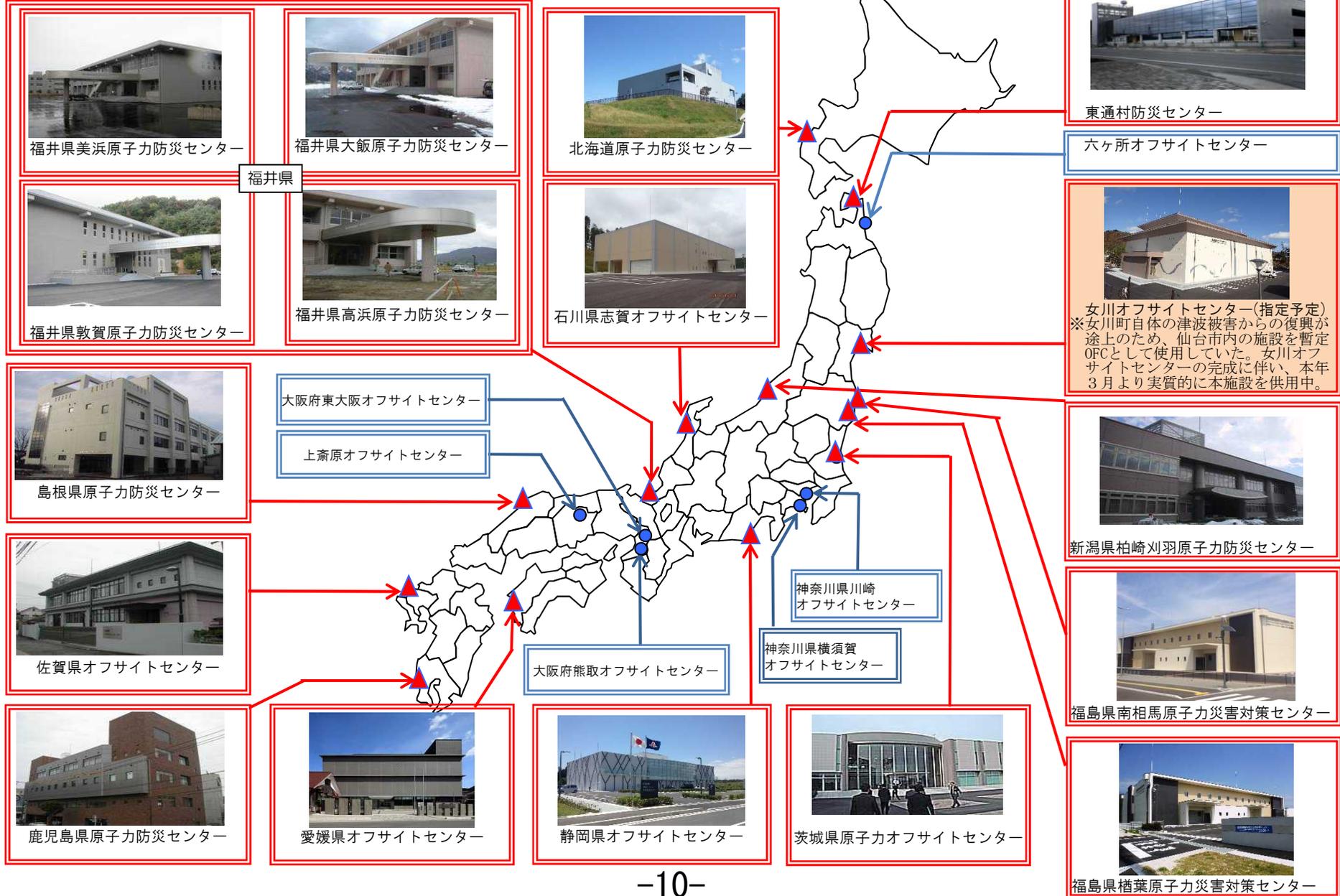
# 宮城県女川オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの位置図



# 全国のオフサイトセンター

現在、22施設のオフサイトセンターが設置されています。

▲：発電用原子炉を対象（16） ●：発電用原子炉以外の施設を対象（6）



緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)に係る要件確認表

名称	宮城県女川オフサイトセンター	
所在地	宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60番46	
対象事業所(UPZ距離)	東北電力株式会社女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1)	
内閣府令要件	ガイドライン上の要件と確認項目	要件充足性・充足根拠
(1) 当該原子力事業所との距離が、5km以上30km未満であって、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転等の特性を勘案したものであること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> オフサイトセンターからの距離(要件①) ・PAZ外かつUPZ内(概ね5~30km圏内)であること ※地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合にはUPZ以遠で可 ※廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして規制委が定めた施設等に係るオフサイトセンターについては、5km未満に指定が可 ・ オフサイトセンターの所在地 ・ 対象事業所との距離、方向 ・ 標高及び海岸線からの距離	充足 宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-46 北西 約7km 標高39m、女川湾から1.4km、万石浦から0.9km ※東日本大震災の浸水エリア外
(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保できること。	<input type="checkbox"/> アクセス道路の状況(要件②) ・アクセス道路の複数ルート化(推奨) ・道路の補強(推奨) ・ 周辺の交通環境 ・ 道路の補強状況	充足 国道398号線(幅員約15m)、県道牡鹿半島公園線 前面道路右折、左折双方よりアクセス可能 (また、国道398号線から分岐する新ルートを建設中)
	<input type="checkbox"/> ヘリポートの設置(要件②) ・夜間離発着を想定した照明等の設備(可搬型照明装置等)及び電源の確保 ※設備はヘリポートに常設しなくとも、オフサイトセンターに置いておいてもよい ・概ね2km圏内(推奨) ・大型ヘリの離発着が可能であること(推奨) ・ ヘリポートの設置場所(名称、住所) ・ 照明設備・電源の設備状況 ・ オフサイトセンターからの距離 ・ 大型ヘリの離発着の可否	充足 県立支援学校女川高等学園第二グラウンド 可搬型照明装置有り(敷地境界付近に電源盤設置) 隣接 大型ヘリ離発着可能
(3) テレビ会議システム、電話(人工衛星を利用したものを含む。)、ファクシミリ装置その他の通信設備を複数設置し、かつ、通信回線を複数設置すること。	<input type="checkbox"/> 防災対策車等の確保(要件②) ・必要な台数の防災対策車の配備(2台以上) ・他の原子力規制事務所の防災対策車等を応援融通できる体制構築 ・防災対策車等の緊急自動車指定(推奨) ・ 防災対策車の台数 ・ 他の原子力規制事務所の支援体制に係る規程の有無 ・ 防災対策車等の緊急車両の指定状況	充足 ・防災対策車×2、モニタリングカー×1 ・「女川オフサイトセンターにおける原子力緊急事態等現地対応マニュアル」による近隣応援体制確保 ・防災対策対策車2台及びモニタリングカー1台指定済み
	<input type="checkbox"/> 複合災害時にも情報収集・発信することができる耐災害性が強化された通信回線の選択及び多重化・多様化のための設備(要件③) ・TV会議システム、電話、FAX等の通信設備(衛星回線を含む)の多重化・多様化 ・TV会議システムは複数拠点接続が可能であること ・電話は一般回線、専用回線のほか、可搬型の衛星回線による通話機能を備えていること ・一斉招集システム等について通信機器の多重化・多様化がされていること ・一斉招集システム等について専用回線でつながれていること(推奨) ・ TV会議システム回線の種別及び回線数 ・ TV会議システムの複数拠点接続の可否 ・ 電話回線の種別及び回線数 ・ FAX回線の種別及び回線数 ・ 一斉招集システムの回線の種別、員数 ・ OFC-自治体間の地域統合防災ネットワーク(基幹回線)における通信帯域幅の過不足の有無	充足 TV会議システム:専用回線1、衛星回線1 (固定TV会議システム+可搬型TV会議システム) TV会議システム:複数拠点接続可能 (同時会議接続:最大40) 電話回線:一般1回線(規制事務所)、専用96回線(I型9、II型79、III型8(うち災害時優先電話5))、衛星8回線(衛星専用電話)、衛星携帯電話2台(B-GAN) 一般FAX12回線、専用FAX12回線(FAX I型12)、衛星FAX1回線 インターネット回線1(エマージェンシーコール) 過不足無し
(4) 法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内	<input type="checkbox"/> 放射線モニタリングに関する情報を収集・発信する設備(要件③) ・ 緊急時モニタリング情報共有システムの整備状況 <input type="checkbox"/> 気象に関する情報を収集・発信する設備(要件③) ・ 気象情報システム端末の整備状況	充足 整備済み 充足 整備済み

名称		宮城県女川オフサイトセンター	
所在地		宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60番46	
対象事業所(UPZ距離)		東北電力株式会社女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1)	
内閣府令要件の状況に関する情報を収集する設備を備えていること。	<p>ガイドライン上の要件と確認項目</p> <input type="checkbox"/> 原子力事業所内の状況に関する情報を収集・発信する設備(要件③) ※ERSS設置がされている場合はそれをもって充足／設置がされていない場合は、原子力事業所内の状況に関する情報が収集するために必要な電話・FAX等の通信設備があることをもって充足	充足	要件充足性・充足根拠
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所内の状況に関する情報収集設備の整備状況</li> </ul>		ERSS端末2台整備済(専用回線1、衛星回線1)
(5) 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去及び被ばく者の救助その他の医療に関する措置の状況に関する情報を収集及び発信する設備を備えていること。	<input type="checkbox"/> 避難経路・場所、避難退域時検査、簡易除染、原子力災害時医療に関する情報を収集・発信する設備(要件③) <ul style="list-style-type: none"> <li>統合原子力防災ネットワークシステムの整備状況</li> </ul>	充足	整備済
(6) 原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含め床面積の合計が当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能を十分発揮させることができるものであること。	<input type="checkbox"/> オフサイトセンターの機能が十分発揮できる面積(要件④) ・合同対策協議会等を行うのに十分な面積が確保されていること(推奨:800㎡以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>全体の床面積</li> </ul>	充足	約3794㎡(うち合同対策協議会及び県現地对策本部室931.42㎡)
(7) 当該原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えていること。	<input type="checkbox"/> 原子力防災専門官の事務室の設置(要件④) <ul style="list-style-type: none"> <li>事務室の有無</li> </ul>	充足	有(1階、女川原子力規制事務所(95.99㎡))
(8) 当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置、放射性物質を除去するための空気浄化フィルターの設置その他の必要な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参集要員の出入管理を的確に実施するための体制の整備(要件②) <ul style="list-style-type: none"> <li>出入管理要領等の作成状況</li> <li>その他の出入管理のための措置</li> </ul>	充足	玄関入館時運用支援班受付窓口(カウンター)での要員名簿による出入管理 登・退庁管理ボードによる出入管理、要員名札配布・回収
	<input type="checkbox"/> 参集要員の被ばく線量の管理を的確に実施するための体制の整備(要件②) <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内の空間線量測定結果の記録化のための措置</li> <li>個人被ばく線量の記録化のための措置</li> </ul>	充足	エリアモニタと同時に放射線管理端末を設置済 国要員用ガラスパッチ(130個) ※派遣時に携行し、各班に1台のポケット線量計を配布し、定期的(1日ごと)に記録化するほか、外部で活動する者に対しては1人1台のポケット線量計を貸与し、外部での活動時における被ばく線量を個別に把握
	<input type="checkbox"/> 放射線又は放射性物質を遮断する機能が講じられていること(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート壁であるか否か</li> <li>換気設備の種類・性能 ※第一種換気設備(吸気・排気の両方をファンで行い、吸気量・排気量を確実に確保可能)であれば充足</li> <li>窓等の気密性向上のための措置</li> <li>空気浄化フィルターの種類・性能(HEPAフィルター、チャコールフィルター(除去率99.5%以上)等) ※チャコールフィルターについては、活性炭素繊維のほか、粒状活性炭のものでもよい</li> </ul>	充足	コンクリート壁 第1種換気  エアロックの設置、窓は最小限の数を設置 プレフィルター+除塩フィルター+HEPAフィルター+チャコールフィルター
	<input type="checkbox"/> オフサイトセンター内に取込む空気中に存在する放射性物質を監視するため外気取入れ口付近の放射線の測定機器を設置すること(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>※各フロア内のエリアモニター等により測定可能であれば不要</li> <li>外気取入れ口付近の放射線測定機器の種類</li> </ul>	充足	各フロアにエリアモニタを設置
	<input type="checkbox"/> オフサイトセンター建屋内の放射線量を測定する装置を内部に設置し、参集要員等が常時、放射線量等を確認できる体制の構築(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内の参集要員等が出入りする各フロア内のエリアモニタの設置</li> </ul>	充足	各フロアにエリアモニタを設置
	<input type="checkbox"/> 建屋内の放射線量と比較するための建屋外の放射線測定機器の設置(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外の放射線測定機器の設置状況</li> </ul>	充足	屋上にエリアモニタを設置
	<input type="checkbox"/> 汚染された空気、水、塵埃等の侵入防止のためのクリーン設備の整備(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>クリーン設備(エアロック、除染室等)の種類・性能、設置場所</li> </ul>	充足	災害時用入口(ボーチ2)及び作業員入口、出口に風除室及びエアロックを設置。作業員出入口は導線を分け、入口には除染前室、中室、後室を設置
	<input type="checkbox"/> 参集要員・情報収集員等が使用する防護服、フィルター付きマスク、防塵マスク等の放射線防護用具、個人線量計及び安定ヨウ素剤の整備(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>防護服の種類・員数</li> <li>マスクの種類・員数</li> </ul>	充足	・不織布製防護服×630、高性能強化防護服×2 ・全面マスク×10、簡易マスク×130

名称		宮城県女川オフサイトセンター
所在地		宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60番46
対象事業所(UPZ距離)		東北電力株式会社女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1)
内閣府令要件	ガイドライン上の要件と確認項目	要件充足性・充足根拠
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の放射線防護用具の種類・員数</li> <li>個人線量計の種類・員数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>靴カバー×630、ゴム手袋×400、うす綿手袋×630</li> <li>電子ポケット線量計(PDM-222VC) 100台</li> <li>※現地に派遣される要員に携行させ被ばく線量を把握</li> <li>・ヨウ化カリウム丸50mg1000錠事務所内保管(現在暫定OFC2階事務所内)</li> </ul>
(9) 人体又は作業衣、履物等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の除去に必要な設備を備えていること。	<input type="checkbox"/> 表面汚染除去に必要な放射性物質等の測定器、シャワールーム、ドレンタンク、除染用具等の設備の整備(要件⑤)	<b>充足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質等の測定器の種類・員数</li> <li>シャワールーム、ドレンタンクの員数、容量</li> <li>除染用具の種類・員数</li> </ul> <input type="checkbox"/> 汚染された物を適正に保管する体制の確立(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染された防護服等を集積する専用の容器の整備</li> </ul> <input type="checkbox"/> 除染必要者と内部での作業者の動線の整理(要件⑤) <ul style="list-style-type: none"> <li>動線の整理方法・状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・α線表面汚染測定サーベイメータ(TSC-232B) 6台</li> <li>・β線表面汚染測定サーベイメータ(TGS-146B) 7台</li> <li>・β線表面汚染測定サーベイメータ(B20J) 4台</li> </ul> 要員入館時の汚染検査に使用 シャワールーム2室、ドレンタンク2基(容量 計70 m <sup>3</sup> ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー 10本</li> <li>・除染用ウエットティッシュ 24本</li> </ul> <b>充足</b> 購入予定(3月中) <b>充足</b> 放射性物質放出後の出入りは、非常用入口に変更。同入口は内側にエアロックを整備。エアロックを通過した後、サーベイメータで表面汚染の測定、基準以上の放射線量を測定した場合には簡易除染(ふき取り、シャワー)を実施。シャワールーム2室、トイレ1室を整備。
(10) 報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。	<input type="checkbox"/> 報道用に必要な広さの区画の確保(要件④) <ul style="list-style-type: none"> <li>※報道用スペースに関して、代替オフサイトセンターにおいては別途目的で利用しているもので可能</li> <li>・報道関係者の出入り管理がなされていること</li> <li>※報道関係者の出入り口を別とすることのほか、報道関係者を立ち入らせない区画についてIDカード等で管理するなどの方法がとられていること</li> <li>・オフサイトセンター内の活動状況が見えるスペースを確保すること(推奨)</li> <li>・モニター等を用いたオフサイトセンター内における活動状況の映像等の環境整備(推奨)</li> </ul>	<b>充足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道用スペースの場所、床面積</li> <li>報道関係者の出入り管理に係る措置</li> <li>活動状況が見えるスペースの確保状況</li> <li>活動状況の映像等の環境整備の状況</li> </ul>	1階プレスルーム 通常105.75m <sup>2</sup> (移動間仕切りにより134.13m <sup>2</sup> まで拡大可能) 報道関係者は必ず運営支援班室にて受付をしてから入館 カードキー管理により、立ち入り不可範囲を設定 プレスルームにモニターを設置 プレスルームにモニターを設置
(11) 休息及び仮眠のために必要な広さの区画を敷地内又はその近傍に有していること。	<input type="checkbox"/> 仮眠及び休息が可能なベッド又は布団等の資機材、水・食糧及びスペースの確保(要件④)	<b>充足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮眠・休息スペースの設置場所、床面積</li> <li>ベッド又は布団等の資機材の種類・員数</li> <li>水・食糧の備蓄</li> </ul>	3階に休憩室(72.75m <sup>2</sup> )及び仮眠室(206m <sup>2</sup> )を設置 仮眠室に3段ベッド(84人分)、防災用寝具・毛布×100人分 ・派遣要員100名×7日間の食料、水その他缶詰野菜ジュース等保管
(12) 当該緊急事態応急対策等拠点施設及び設備の維持及び管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること。	<input type="checkbox"/> 関係地方公共団体と原子力防災専門官が連携した、オフサイトセンターの機器・設備等の情報共有を含めた一体的な運用管理(要件⑥) <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災専門官とオフサイトセンターの建物等の管理者、関係地方公共団体等との資機材等の情報共有が図られていること</li> <li>・原子力防災専門官が、内閣府・原子力規制庁等との連携の下、資機材等に係る整備・点検を行うこと</li> </ul>	<b>充足</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材等の情報共有(維持管理会社、運営支援会社の連絡先情報、設備仕様、在庫数、整備・点検状況等)の実施状況</li> <li>オフサイトセンターの機器・設備等の整備・点検の実施状況</li> <li>設備・資機材等の所有者及び維持管理主体が異なる等、責任の範囲が適正かつ明確でない物品の有無</li> <li>自然災害時等における事務所の被害状況把握に向けた体制確立(警備会社との契約内容等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川原子力規制事務所、宮城県(管理者)及び運営支援業者との間で連絡先情報、設備仕様、在庫数、整備・点検状況等を共有</li> </ul> 毎月1回運営支援業者による点検、半期に1回メーカーによる点検を実施(防災専門官立会) 無し(所有者及び管理主体が国と県で分かれるものがあるが、明確になっている) 事務所防災職員は車10分の宿舎、警備会社契約(SECOM)
(13) 法第12条第4項の規定により提出された資料を保管する設備を有していること。	<input type="checkbox"/> 緊急事態応急対策を実施する際に必要となる資料を保管する設備の整備(要件④) <ul style="list-style-type: none"> <li>資料保管設備</li> <li>資料の更新状況</li> </ul>	<b>充足</b>

名称		宮城県女川オフサイトセンター
所在地		宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60番46
対象事業所 (UPZ距離)		東北電力株式会社女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1)
内閣府令要件	ガイドライン上の要件と確認項目	要件充足性・充足根拠
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管設備の設置状況</li> <li>・ 資料の更新状況</li> </ul>	一階女川原子力規制事務所、運営支援班の書庫設置予定  年一回は更新予定 <b>充足</b>
(14) 当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設((2)から(13)までの要件及び(15)の要件を満たすものに限る。)が当該原子力事業所との距離が、30km以上であって、当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能であり、かつ、当該原子力事業所から当該緊急事態応急対策等拠点施設の方向とは年間の風向きを考慮して、異なる場所に複数存在すること。ただし、その機能が十分に確保される場合においては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 代替オフサイトセンターの存在 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてUPZ以遠に立地すること</li> <li>・オフサイトセンターから車両による陸路移動が可能であること</li> <li>・原子力事業所からオフサイトセンターの方向とは異なる場所にあること</li> <li>・複数存在すること</li> <li>※地理的要因等により困難な場合はUPZ内も可</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替オフサイトセンター①の立地場所、原子力事業所からの距離、原子力事業所からの方向</li> <li>・ 代替オフサイトセンター②の立地場所、原子力事業所からの距離、原子力事業所からの方向</li> </ul> <input type="checkbox"/> 資機材等をオフサイトセンターから代替オフサイトセンターへ移転・搬入できる運搬手段の確保(要件⑦) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替オフサイトセンターへの運搬手段</li> </ul>	①宮城県保健環境センター・環境放射線監視センター: 西南西、53.8km ※このほか、代替OFCの指定に必要な全要件を充足  ②宮城県大崎合同庁舎: 西北西、49.3km ※このほか、代替OFCの指定に必要な全要件を充足  <b>充足</b> 運営支援会社車両、防災車
(15) 自然災害が発生した場合における当該緊急事態応急対策等拠点施設の機能の維持のための非常用電源及び配電盤の整備その他の必要な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 地震・津波等によりオフサイトセンター施設が機能不全に陥らないような設置場所の選定、複合災害に対する頑健性を有する通信インフラ、耐震性・防水性の確保(要件⑧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標高及び海岸線からの距離</li> <li>・ 通信インフラの複合災害への頑健性 ※府令(3)の要件が充足されていれば充足</li> <li>・ 建物の構造及び耐震性能(耐震性) ※移転・新設の場合は独立した建築物であり、免震構造の鉄筋コンクリート構造(RC)もしくはS造(鉄骨構造)であり、重要度係数が1.5以上であることが必要</li> <li>・ 建物の防水性能(対応無しの場合はハザードマップ等で浸水区域等に指定されていないことを要確認)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 重要設備の機能を保持するための電源の安定的な確保(要件⑧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電から非常用電源設備稼働までに要する時間に一定の裕度を加えた時間以上稼働するUPS</li> <li>・ 概ね7日間稼働(燃料優先協定等により燃料の確保を確実にしている場合を含む)する非常用電源設備</li> <li>・ UPSと非常用電源設備の連動性</li> <li>・ 地元事業者の電源車等が接続できる配電盤及び緊急時の接続手順 ※オフサイトセンターにおいては「非常用電源設備」と「電源車+接続できる配電盤」の両方が必要。</li> <li>・ 自然エネルギー(太陽光発電等)を用いた自立発電可能な設備(推奨)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UPS(無停電電源装置)の設置状況・稼働時間 ※移転・新設の場合は75KVA程度であること</li> <li>・ 非常用電源設備の種類・性能・稼働時間 ※移転・新設の場合は「自家発電機ガスタービン等 500KVA程度1基+保守用発電機300KVA程度1基(バックアップ用)」であること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UPSと非常用電源設備の連動性</li> <li>・ 配電盤の整備状況、緊急時の接続手順の準備状況</li> <li>・ 太陽光発電等の設備の設置状況</li> </ul> <input type="checkbox"/> ライフライン途絶時においても参集要員等の活動に支障が生じないようにするための対策(要件⑧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特性を勘案して必要なガス貯蔵施設、貯水槽、プロパンガス等の設備</li> <li>・ 可搬型発電機及び燃料缶等の備え付け(推奨)</li> <li>・ オフサイトセンターに参集する要員が7日間程度活動できる量の水、食料の備蓄</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの確保方策</li> <li>・ 生活用水等の供給方策</li> <li>・ 可搬型発電機及び燃料缶の整備状況</li> <li>・ 水、食料の備蓄</li> </ul>	標高39m、女川湾から1.4km、万石浦から0.9km (3)の要件充足  免震構造 RC造 重要度係数1.5  浸水区域外  <b>充足</b>  75KVA 15分稼働  非常用電源設備(自家発電機ディーゼル式500KVA1基、保守用発電機300KVA(バックアップ用)連続稼働時間3日間以上(燃料優先供給協定締結済み)であり、これにより7日間以上の稼働が可能)  自動切り替え 電源車接続盤設置 自然エネルギー導入無し <b>充足</b>  プロパンガスボンベ50kg×6本  女川町水道→貯水槽 1台  派遣要員×100名×7日間分(飲料水500ml×約3000本、一食ボックス×約2000食、缶詰×1200缶、レトルト×900パック、野菜ジュース×1020本)

名称		宮城県女川オフサイトセンター
所在地		宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60番46
対象事業所(UPZ距離)		東北電力株式会社女川原子力発電所(宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1)
内閣府令要件	ガイドライン上の要件と確認項目	要件充足性・充足根拠
	<input type="checkbox"/> 移転・新設の場合に必要な建屋の設備仕様 ・ 受電方法(6.6KVA・1回線以上)及び使用電圧(電灯200/100V、動力200V) ・ 給水方式 上水:加圧給水 雑用水:加圧給水方式2系統(雑用水槽約60m3)	<b>充足</b> 受電方法(6.6KVA・1回線)及び使用電圧(電灯200/100V、動力200V) 上水:加圧給水(上水槽2m) 雑用水:加圧給水方式2系統(雑用水槽75m3)

(案)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

原子力規制委員会

緊急事態応急対策等拠点施設の指定に係る意見の聴取について（回  
答）

令和 2 年 2 月 1 7 日付け府政原防 1 0 5 号をもって意見照会のあった緊急事  
態応急対策等拠点施設の指定については、異存ありません。